

「特別名勝松島」の現状変更について

日本三景の一つに数えられ、国内有数の景勝地として知られる松島は、大正 12 年に名勝として国の指定を受け、さらに戦後の文化財保護法によって昭和 27 年には特別名勝に指定されています。

宮城県では、特別名勝の風致景観を末永く後世に伝えていくため「特別名勝松島保存活用計画」を策定しており、特別名勝保護地区内の現状を変更する場合は、事前に申請が必要です。

以下に概要を記載しておりますが、詳細は松島町教育委員会までお問い合わせください。

現状を変更する場合は

住宅や店舗等の新築や、看板などの工作物を設置する場合はもちろん、屋根や外壁、看板などを塗り替える場合なども申請が必要です。ご不明な場合はお問い合わせください。

保護地区区分について

保護地区区分は、特別・第 1 種・第 2 種・第 3 種・海面の 5 種類に分類されています。裏面に区分図を掲載していますが、ご不明な場合はお問い合わせください。

規制内容について

保護地区ごとに異なりますが、願いたいのは、「景観保全のため色彩・形状等について配慮」を願いたいという点です。詳細は町 HP を確認していただくか、お問い合わせください。

申請手続きの流れ

申請に対する許可は宮城県（現状変更の内容によっては文化庁）が行います。

毎月末日までに申請をいただければ、翌月末の審査対象となりますので、最短で 1 ヶ月程度で許可がおります。ただし、現状変更申請の内容によっては審査に時間がかかるため、許可が下りるまで 2 ヶ月以上かかる場合もあります。詳細はお問い合わせください。

必要書類について

申請に必要な書類は以下のとおりです。なお、No. ①～③の様式はホームページからダウンロードできます。

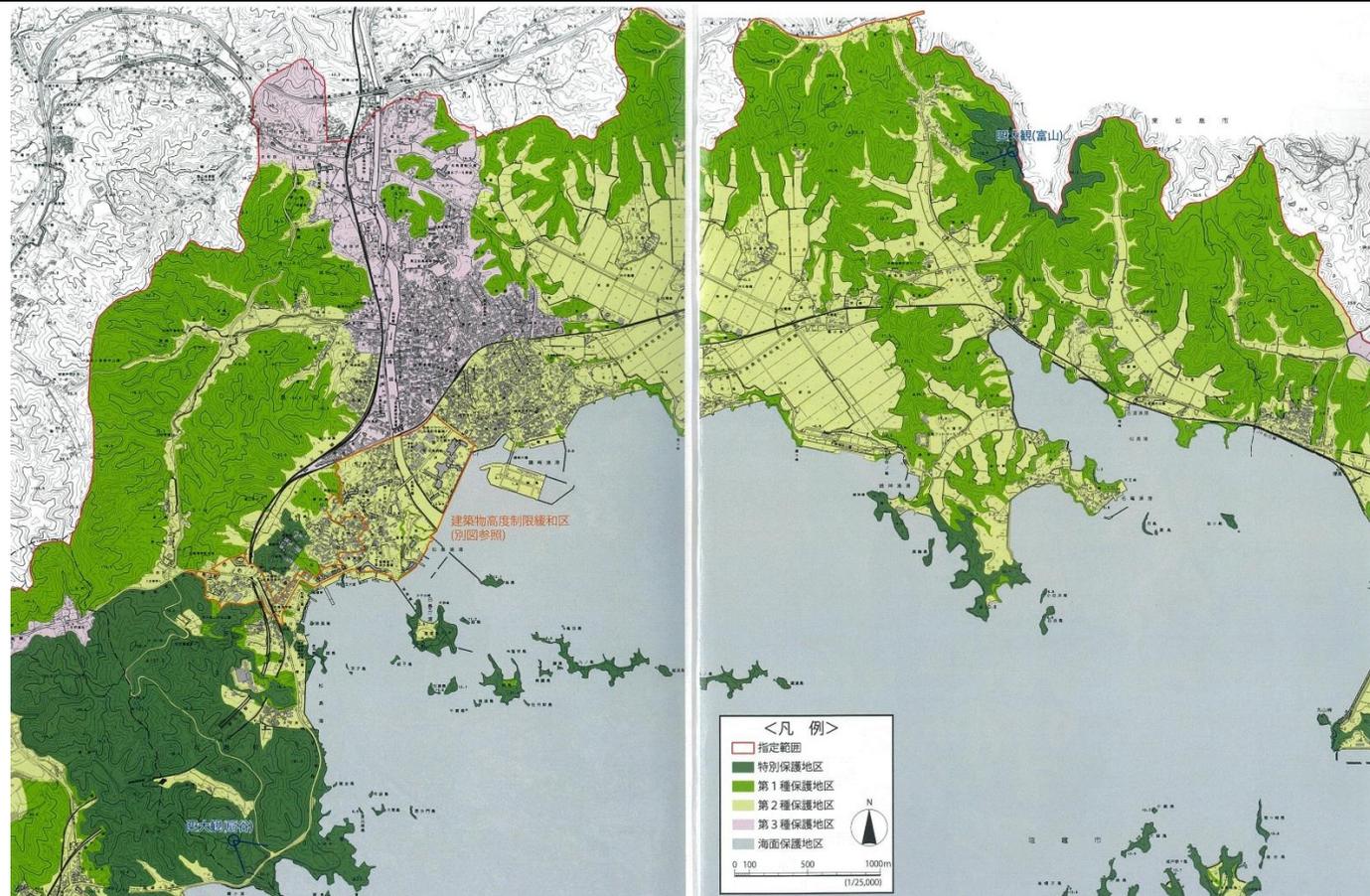
No.	書類の名称	説明	部数
①	かがみ	「文化庁長官」「松島町教育委員会教育長」あてのかがみ分をそれぞれ作成してください。	各 1 部
②	現状変更申請書	別紙様式のとおり作成してください。	2 部
③	現状変更概要書	別紙様式のとおり作成していただくか、任意様式の場合は記載事項がわかるものを作成してください。	2 部
④	位置図 (保護地区区分)	特別名勝松島保護地区区分図(町ホームページからダウンロードできます)に、申請場所の位置を示したものを作成してください。	2 部
⑤	位置図 (所在地)	住宅地図等に申請場所の位置を示したものを作成してください。	2 部
⑥	図面類	計画の内容がわかる配置図、平面図、立面図、断面図、カラーパース等を提出してください。 (※1)既存建物等の取り壊しがある場合は、現況写真で取り壊す建物等を示してください。 (※2)フェンスや舗装などの外構工事を行う場合は、その図面類も併せて提出してください。 (※3)カラーパースが用意できない場合は、外壁材や屋根材のカタログ等をカラー印刷したものでかまいません。使用する色彩がわかるように印をつけて提出してください。	各 2 部
⑦	現況写真	カラー写真で、2 カット以上撮影したものを作成してください。	2 部
⑧	土地利用の承諾書	申請者と土地所有者が異なる場合、町ホームページから様式をダウンロードして作成してください。なお、借地契約等の手続きを行っている場合は、その写しでかまいません。	2 部

※「かがみ」及び「土地利用の承諾書」は押印が必要です。また、書類は全て A4 サイズで提出してください。

問い合わせ先

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19-1 松島町教育委員会 教育課 生涯学習班
電話:022-354-5714 FAX:022-354-3140 E-mail:bunkazai@town.matsushima.miyagi.jp

特別名勝松島保護地区区分図について



※建築物高度制限緩和区については、ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

現状変更の許可を要しない場合

次のような場合は、現状変更の許可を要しないので申請は不要です。

ただし、該当するか否かはお問い合わせください。

- ・ 建築物や工作物の撤去（土地の形質変更を伴わない場合）
- ・ 面積が 5 m²以下で高さ 3m以下のごく簡易な建築物・工作物の設置
- ・ **第3種保護地区内**で、建築面積 120 m²以下で高さ 10m以下の専用住宅及び付帯する外構等の建築（※ただし、周辺の景観を調和するものに限りです。）

色彩についての考え方

色彩については、マンセル表色系の色相・明度・彩度を参考にします。

色彩のめやすは、**概ね明度 7 以下、彩度 4 以下**としています。

また、「黒・灰色・濃茶色」は昔から松島にある集落やまちなみの色です。

現状変更の許可期間について

現状変更の許可期間は、申請書に記載された終了予定日までとなります。期間内に工事が終わらない場合、改めて**期間延長の届出**が必要になりますので、余裕をもった日付を記入してください。

埋蔵文化財とのかかわりについて

特別名勝松島保護地区内において、埋蔵文化財包蔵地（≡遺跡）に該当する場所があります。

埋蔵文化財包蔵地又は隣接地に該当する場合は、**別途協議が必要**になりますのでご注意ください。

なお、埋蔵文化財包蔵地の場所は「宮城県遺跡地図情報」のホームページで確認することができます。